

○伊豆の国市伊豆長岡温泉浴場の設置、管理及び使用料に関する条例
施行規則

平成21年 1 月 6 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊豆の国市伊豆長岡温泉浴場の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年伊豆の国市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第 2 条 条例第 5 条の承認を受けようとする者は、使用料を納付して様式第 1 号による入浴券又は様式第 2 号による回数券（以下「入浴券等」という。）の交付を受けなければならない。

2 条例第 5 条の承認は、入浴券等の交付をもって承認したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、就学前の幼児については、当該幼児の付添人の条例第 5 条の承認をもって、当該幼児に係る同条の承認をしたものとみなす。

(使用料の減免)

第 3 条 条例第 9 条の特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、その減ずる額又は免除については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 に掲げる 1 級に該当する者が使用する場合 1 月につき10回まで免除

(2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAに該当する者が使用する場合 1 月につき10回まで免除

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に掲げる 1 級に該当する者が使用する場合 1 月につき10回まで免除

(4) その他市長が特に必要があると認めた場合 市長が定める額

2 条例第 9 条の規定による使用料の減免を受けようとする者（前項第 1 号から第

3号までに規定する場合に該当する者を除く。)は、様式第3号による伊豆の国市伊豆長岡温泉浴場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項第1号、第2号又は第3号に規定する場合に該当する者であって条例第9条の規定による使用料減免を受けようとする者は、入館する際、第1項第1号、第2号又は第3号に規定する要件に該当することを証明する書類を提示しなければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第4条 条例第12条第1項の規定により指定管理者に伊豆の国市伊豆長岡温泉浴場(以下「浴場」という。)の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、第3条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

- 2 指定管理者は、事務の効率化及び利用者の利便性の向上を図るために必要な範囲において、第2条第1項及び第3条第2項に規定する手続について、この規則に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、浴場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定(「様式第1号による使用券」を「様式第1号による入浴券」に、「使用回数券」を「回数券」に、「使用券等」を「入浴券等」に改める部分に限る。)及び同条第2項の改正規定(「使用券等」を「入浴券等」に改める部分に限る。)並びに様式第1号の改正規定(「第4条第1項」を「第2条第1項」に改める部分を除く。)並びに様式第2号の改正規定(「第4条第1項」を「第2条第1項」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）（用紙 縦38ミリメートル 横57ミリメートル）

入浴券

（大人用）

（控）		（本券）	
番 号	番 号	番 号	番 号
入浴券 大人	入浴券 大人	入浴券 大人	入浴券 大人
_____円	_____円	_____円	_____円
年/月/日	年/月/日	年/月/日	年/月/日
時刻 長岡南浴場	時刻 長岡南浴場	時刻 長岡南浴場	時刻 長岡南浴場

（小人用）

（控）		（本券）	
番 号	番 号	番 号	番 号
入浴券 小人	入浴券 小人	入浴券 小人	入浴券 小人
_____円	_____円	_____円	_____円
年/月/日	年/月/日	年/月/日	年/月/日
時刻 長岡南浴場	時刻 長岡南浴場	時刻 長岡南浴場	時刻 長岡南浴場

備考 券面には、条例に定める使用料の額を記載するものとする。

様式第 2 号（第 2 条第 1 項関係）（用紙 縦38ミリメートル 横57ミリメートル）

回数券

（大人用）

（控）

（本券）

番 号	番 号
回数券 大人	回数券 大人
年/月/日	年/月/日
時刻 長岡南浴場	時刻 長岡南浴場

（小人用）

（控）

（本券）

番 号	番 号
回数券 小人	回数券 小人
年/月/日	年/月/日
時刻 長岡南浴場	時刻 長岡南浴場

様式第 3 号（第 3 条第 2 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

伊豆の国市伊豆長岡温泉浴場使用料減免申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 { 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地 }
申請者 氏 名 { 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名 }
電話番号 ()

伊豆の国市伊豆長岡温泉浴場の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 す る 施 設	伊豆の国市長岡南浴場
使 用 日 時	年 月 日 時 分
使 用 人 数	大人 人 ・ 小人 人
使 用 目 的	